
【巻頭言】

理学療法と運動疫学

野村 卓生

関西福祉科学大学保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻

日本において理学療法は、「身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう」と規定されています¹⁾。理学療法とは身体に障害のある者に対する治療手段の1つであり、理学療法研究は関連する評価方法の確立などを含めて、治療法としての **evidence** を構築することが主要な目的となります。日本では理学療法を患者へ行うには医師の処方が必要なため、処方を受けた患者以外とかかわること、理学療法士の判断により外来での治療を継続しフォローアップしていくことなど理学療法士が研究を行ううえでの制約が多いのが現状です。また、例えば手術後の患者を対象として理学療法研究を進めるにあたっては、患者の状態を考慮することが最優先であり、研究データの収集時期や評価内容を統一することが困難な場合が少なくありません。

一方、運動疫学研究は、基礎的な方法論としての疫学的手法を利用しつつ、独自の科学的方法論を開発、適切な評価方法を活用し、行政の方針決定にも寄与可能な **evidence** を生み出すことを目的とします²⁾。本会が主催する運動疫学セミナーにおいても、多くの理学療法士が参加し、会誌「運動疫学研究」にも理学療法士による投稿論文が散見されるようになりました³⁾。日本において1965(昭和40)年に理学療法士が誕生して50年、先人達の絶え間ない努力によって理学療法研究の礎が築かれました⁴⁾。2015年6月には第50回日本理学療法学会大会が東京国際フォーラムで開催され、本学会を牽引される井上茂先生や宮地元彦先生による教育講演が開講され、理学療法と運動疫学の連携が図られつつあります。理学療法の領域においても、次の100年に向けてより質の高い研究成果を生み出すことが必要であり、そのために疫学的手法は必要不可欠です。理学療法と運動疫学の融合と双方の更なる発展を祈念し、一連の成果をもって広く人々の健康管理に寄与することを期待します。

文 献

- 1) 理学療法士及び作業療法士法. 昭和40年6月29日法律第137号. 最終改正, 平成26年6月4日法律第51号. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO137.html> (2015.9.1)
- 2) 荒尾 孝. 巻頭言 運動疫学研究会の活動と今後の展望. 運動疫学研究. 2000; 2.
- 3) 種田行男. 巻頭言 運動疫学研究会の「これまで」と「これから」. 運動疫学研究. 2011; 13(1).
- 4) 日本理学療法士協会. 50年の歴史. <http://50th.japanpt.or.jp/history/> (2015.9.1)